

# リース契約書

## 1. リース物件

サクラファインテックジャパン

密閉式自動固定包埋装置 ヒスト・テック VPI/VPI-J0 一式（詳細は別紙明細のとおり）

## 2. 設置場所 京都市上京区河原町通広小路上る梶井町 465

## 3. リース料 月額 金【決定後記載】円（消費税及び地方消費税0,000円含む。）

うち取引にかかる消費税及び地方消費税は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づく税率により算出された金額である。

第2条に定めるリース期間において、法令の改正、経済状況の著しい変動その他やむを得ない理由により、本項のリース料を改定する必要があるときは、甲乙協議してその額を定めるものとする。

## 4. 契約保証金 免除

京都府公立大学法人京都府立医科大学（以下「甲」という。）と【決定後記載】（以下「乙」という。）とは、乙の所有する頭書第1項記載のリース物件（以下「物件」という。）のリースについて頭書及び以下のとおり合意し本契約を締結する。

### 第1条（総則）

乙は、乙所有の物件を甲に賃貸し、甲はこれを賃借するものとする。

### 第2条（リース期間）

本契約による物件のリース期間は令和7年2月1日から令和14年1月31日とする。

### 第3条

- 乙から甲への物件の引渡しは、乙又は乙の代理人が、物件を甲の指定する場所に納入し、甲の検査を受けた後、甲の発行する乙所定の借受証を乙が受領したときをもって完了するものとする。
- 甲は、前項の検査において物件の品質、種類及び数量（規格、仕様、性能その他物件につき甲が必要とする一切の事項を含む。以下これらを総称して「物件の品質等」という。）が本契約の内容に適合していない（以下「物件の品質等の不適合」という。）場合、直ちに書面にて乙に通知するものとし、乙は、乙の判断で修補するか又は交換したうえで再度甲の検査を受けるものとする。
- 甲が乙に対し借受証を交付した場合、物件は正常な性能を備えた状態で物件の品質等

の不適合なく引渡されたものとする。なお、引渡し完了後、物件に物件の品質等の不適合が発見された場合、甲は直ちに書面にて乙に通知するものとし、当該通知が引渡しから6ヶ月以内に乙に到達した場合に限り、乙は当該物件の品質等の不適合を修補する責任を負うものとする。

#### 第4条（リース料の支払い）

1. 乙は、頭書第3項記載のリース料（以下「リース料」という。）について、当月分のリース料を翌月1日以降甲に対し乙所定の請求書により請求するものとし、甲は適正な請求書を受領した日から起算して30日以内（以下「支払約定期間」という。）に乙に対してリース料を支払うものとする。
2. 甲は、乙より不相当と認められる請求書が提出された場合、これを是正のため返付することができるものとし、請求書を是正のため返還した日から是正した請求書を受領した日までの期間は支払約定期間に算入しないものとする。

#### 第5条（支払遅延利息）

甲は、支払約定期間内にリース料の支払いを行わない場合、支払うべき金額について支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ年2.5%の割合により計算した遅延損害金を乙に支払うものとする。

#### 第6条（物件の使用・保管等）

1. 甲は、第3条による物件の引き渡しを受けたときから、頭書第2項記載の設置場所（以下「設置場所」という。）において物件を使用できるものとする。
2. 甲は、法令等を遵守し善良な管理者の注意をもって物件を事業又は職務のために通常の用法に従って使用及び保管するとともに、物件が常時正常な使用状態及び十分な機能を保つように、保守、点検及び整備を行うものとする。また、物件が損傷したときは、その原因のいかんを問わず、甲が修繕するものとする。
3. 甲は、前項のために必要となる一切の費用を負担し、乙に対しこれらの費用の償還等を請求することはできないものとする。
4. 乙は、物件の保守サービスには一切責任を負わないものとする。また、本契約の物件には、本条に基づく保守等による改良後の物件を含むものとする。
5. 甲は、物件自体又は物件の設置、保管及び使用によって、乙又は第三者に損害を与えたときは、その原因のいかんを問わず、甲の責任と負担で解決し、乙に何らの負担を負わせないものとする。また、甲及び甲の従業員が損害を受けた場合も同様とする。
6. 前項において、乙が第三者（甲の従業員を含む。）に対する損害の賠償をした場合、甲は乙が支払った賠償額を直ちに乙に支払うものとする。
7. 物件が第三者の著作権、実用新案権、商標権、意匠権又は著作権その他知的財産権に抵触することによって生じた損害、紛争について、前二項の定めを準用するものとする。

#### 第7条（物件の所有権侵害の禁止等）

1. 乙は、物件に乙の所有物である表示をすることができるものとする。
2. 甲は、乙の書面による事前の承諾なく、次の行為をしてはならないものとする。
  - （1）物件を他の不動産又は動産に付着させること。
  - （2）物件の改造、加工、模様替え等によりその原状を変更すること。
  - （3）物件を第三者に転貸又は転売すること。
  - （4）物件の占有を移転し、又は設置場所から物件を移転すること。
3. 甲は、第三者が物件について権利を主張する等乙の物件に関する権利等を侵害するおそれがある場合、甲の責任と費用負担でその侵害防止に努めるとともに、直ちに書面にて乙に通知するものとする。

#### 第8条（物件の滅失、損傷）

1. 物件の引渡しからその返還までに、物件が滅失（修繕不能及び盗難を含む。以下同じ。）若しくは損傷した場合、又は物件を使用することができない期間（物件の保守、点検、整備、修繕等に要する期間を含むがこれらに限られない。）が生じた場合であっても、甲は、その原因のいかんを問わず、リース料の支払いを拒むことができず、乙に対し、物件の修補、代替物の引渡し、リース料の減額及び休業補償その他損害賠償の請求をすることはできないものとする。また、この場合において、甲が本契約に基づく甲の目的を達成することができないときであっても、甲は本契約を解除することはできないものとする。
2. 前項の場合、甲は、直ちに書面にて乙に通知するとともに、物件滅失日以後のリース料の支払いに代えて、直ちにリース期間の残存期間のリース料全額に相当する額を乙に支払うものとする。ただし、乙に生じた損害が当該相当額を超えるときは、甲は、当該相当額に加え、その超過額を乙に支払うものとする。また、物件が残存しているときは、甲は、乙の指示に従い、甲の責任と負担で物件を乙に返還するものとする。

#### 第9条（物件の保険）

1. 乙は、物件について乙所定の保険（ソフトウェア、地震、電氣的機械的事故等是不担保）を付保するものとする。
2. 物件に保険事故が発生した場合は、甲は直ちに書面にて乙に通知するとともに、その保険金受取に必要な一切の書類を遅滞なく乙に交付するものとする。
3. 前項の保険事故に基づいて保険会社から乙に保険金が支払われたときは、次のとおり取扱うものとする。
  - （1）物件が修繕可能な場合には、乙は、甲が第6条第2項の規定に従って物件を修繕した場合に限り、乙に支払われた保険金額を限度として、この費用を甲に支払うものとする。
  - （2）物件が滅失した場合には、甲は、乙に支払われた保険金を限度として、前条第2

項の損害賠償金の支払い債務を免れるものとする。

#### 第10条（権利義務譲渡の禁止）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約に基づく一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し若しくは承継し、又は担保に供してはならないものとする。ただし、合併、会社分割又は法令に基づく組織再編等による承継を除く。

#### 第11条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約の履行にあたり知り得た相手方の秘密を第三者に漏洩し又は本契約の目的以外に使用してはならないものとする。なお、本条の定めは本契約終了後も有効に存続する。

#### 第12条（契約の解除）

甲又は乙は、本契約に定める相手方の義務が履行されない場合、催告なく通知により本契約を解除することができるものとする。

#### 第13条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約に違反したこと及び前条により本契約を解除されたこと等により相手方に損害を与えた場合、これを賠償しなければならない。なお、この場合の損害賠償金はリース期間の残存期間のリース料全額に相当する額とする。

#### 第14条（物件の無償譲渡）

1. 乙は、リース期間が満了し、かつ、甲が本契約に基づく乙に対する債務をすべて履行した場合、物件の所有権を無償で甲に譲渡するものとする。
2. 前項の譲渡にかかる物件の引渡しは、リース期間満了日の翌日をもって設置場所において現状有姿のまま行われるものとし、乙は物件の品質等の不適合について一切の責任を負わないものとする。
3. 前二項にかかわらず、本契約がリース期間満了前に終了した場合又は第12条により解除された場合、甲は直ちに物件の引き渡し完了後に生じた損傷（通常の使用によって生じた損耗及び経年劣化を除き、甲の責任によらない事由による損傷を含む。）を原状に回復したうえ、乙の請求に従い乙の指定する場所に物件を返還するものとする。この場合において、乙が物件の返還を不能と判断したときは、甲は乙の請求により乙の被った損害を直ちに賠償するものとする。
4. 前項の場合において、物件にデータ（電磁的情報）が記録されている場合、甲は当該データを消去して物件を乙に返還するものとし、返還後に当該データが漏洩したとしても、乙は一切の責任を負わないものとする。
5. 甲は、前二項のために必要となるその一切の費用（設置場所の原状回復にかかる費用を

含む。)を負担し、乙に対しこれらの費用の償還等を請求することはできないものとする。

#### 第15条 (費用の負担)

1. 本契約の締結に要する費用及び本契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用は甲の負担とする。
2. 本契約に基づく取引に課され又は課されることのある消費税等相当額は甲の負担とし、税法の改正等により消費税等相当額が増額された場合には、甲はその増額分を乙の請求に従い直ちに乙に支払うものとする。

#### 第16条 (暴力団等排除に係る解除)

1. 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
  - (1) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
  - (2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、第1号から第5号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(第6号に該当する場合を除く。)において、甲が乙及び丙に対して当契約の解除を求め、乙及び丙がこれに従わなかったとき。
  - (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

## 第17条（個人情報の保護）

乙は、委託業務における個人データの取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他法令を遵守するとともに、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、前項の措置を講じるに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 個人データの取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することがないようにすること。
  - (2) 個人データの取扱いについて管理体制を定め、管理状況について適宜検査を行うこと。
  - (3) この契約による事務に関して知ることができた個人データを、他に漏らさないこと。  
この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
  - (4) この契約による事務を処理するため、個人データを取得し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うこと。
  - (5) この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人データが記録された資料等を、甲の承諾を得ずに複写し、若しくは複製し又は第三者に提供しないこと。
  - (6) この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人データの漏えい、滅失及び毀損の防止に関する措置を講じること。
  - (7) 甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人データを取り扱う事務を処理しないこと。ただし、甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人データを取り扱う事務を処理する必要がある場合において、あらかじめ当該事務を処理する場所における個人データの安全確保の措置の内容を甲に届け出て、甲の承諾を得たときは、この限りでない。
  - (8) この契約による事務の処理その他この契約の履行に関し、個人データが記録された資料等を運搬するときは、個人データの漏えい、滅失及び毀損を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬すること。
  - (9) この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人データが記録された全ての資料等は、当該契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すこと。ただし、甲が別に方法を指示したときは、当該方法によること。
  - (10) この契約による事務に従事している者に対し、当該事務に従事している期間のほか、当該事務に従事しなくなった後の期間においても当該事務に関して知り得た個人データをみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は法令により罰則が適用されることがあること等、個人データの保護のために必要な事項を周知するとともに、個人データの適正な管理の徹底が図られるよう、必要かつ適切な監督を行うこと。
  - (11) この契約による個人データの取扱いの状況について、甲の指示に従い、定期的に報告するとともに、甲が時期を定めて実施する実地調査に協力すること。

- (12) 前号のほか、甲が、この契約による乙の個人データの取扱いの状況について調査の必要があると認めて、乙に対して必要な報告又は実地調査の受入れを求めたときは、その求めの内容に従うこと。
- (13) 甲が、この契約による乙の個人データの取扱いが不相当と認めて、乙に対して必要な指示を行ったときは、その指示の内容に従うこと。
- (14) 前各号に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うこと。

#### 第18条（その他）

本契約に疑義が生じた場合又は本契約に定めのない事項については、甲乙信義誠実に協議のうえ決定するものとする。

本契約の締結を証するため本書を2通作成し、甲乙各自記名捺印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所 京都市上京区河原町通広小路上る梶井町 465  
氏 名 京都府公立大学法人 理事長 金田 章裕

乙 住 所 【決定後記載】

氏 名 【決定後記載】

別紙（物件明細）

設置場所住所：京都市上京区河原町通広小路上る梶井町 465

	物件名（形式）	数量
1	サクラファインテックジャパン 密閉式自動固定包埋装置 ヒスト・テック VPI/VPI-J0	1 式